

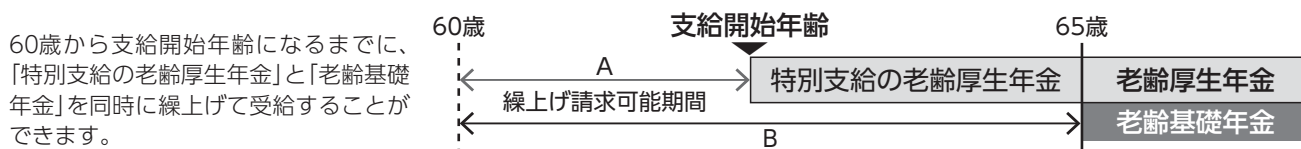
# 老齢厚生年金の繰上げ請求について

老齢厚生年金は、原則65歳(特別支給の老齢厚生年金については、生年月日に応じた支給開始年齢)から受給できますが、支給開始年齢よりも前に年金を受給したい場合は、60歳以降繰上げ請求を行うことにより減額された繰上げ支給の老齢厚生年金を受給することができます。

また、この繰上げ請求については、国民年金から支給される老齢基礎年金の全部繰上げ請求と同時にを行う必要があります。

支給開始年齢が  
61歳～64歳の方の場合

昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれの一般組合員  
昭和34年4月2日～昭和42年4月1日生まれの特定消防組合員

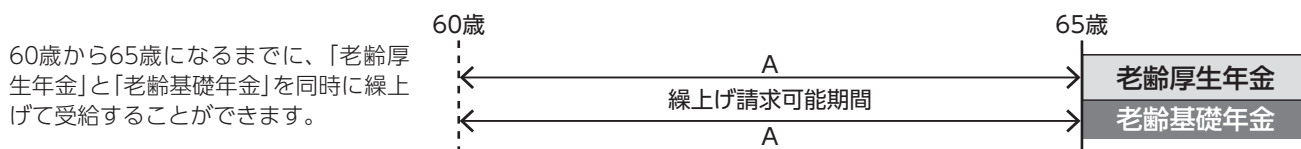


繰上げ支給される  
年金額の計算方法

老齢厚生年金の額 = 老齢厚生年金の額 × (1 - 0.5% × A 月)  
老齢基礎年金の額 = 老齢基礎年金の額 × (1 - 0.5% × B 月)  
[ A : 請求月の属する月から支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数 ]  
[ B : 請求月の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数 ]

支給開始年齢が  
65歳の方の場合

昭和36年4月2日以降生まれの一般組合員  
昭和42年4月2日以降生まれの特定消防組合員



繰上げ支給される  
年金額の計算方法

老齢厚生年金の額 = 老齢厚生年金の額 × (1 - 0.5% × A 月)  
老齢基礎年金の額 = 老齢基礎年金の額 × (1 - 0.5% × A 月)  
[ A : 請求月の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数 ]

## 繰上げ請求するときの注意点

- 一度請求すると、変更することはできません。また、生涯減額されたままの年金額となります。
- 在職中は、標準報酬との調整により、年金の一部または全部が停止となります。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- 事後重症などによる障害厚生(基礎)年金や寡婦年金は受けられません。



きになる

### ワンポイント

支給開始年齢よりも後に年金をもらうようにすることはできるの？



65歳以降の老齢厚生年金(本来支給)については、受給権発生後1年を経過する前に請求を行わなかった場合には、繰下げて受給することができます。

この場合、老齢厚生年金の支給額は、繰下げ期間に応じて一定の割合の額が加算されます。



**Q**

支給開始年齢になるのを待たずに年金を繰上げて受給するのは、損なのか得なのか教えてください。

**A**

65歳になる前に繰上げ請求をすると支給年金額は減りますが、早めに年金を受け取ることができるという安心があります。

▼ 老齢厚生年金の繰上げ請求と老齢基礎年金の全部繰上げ請求した場合の減額率の目安

生年月日 ( )内は特定消防組員(被保険者)	特例支給 開始年齢	繰上げ請求年齢				
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S28.4.2～S30.4.1 (S34.4.2～S36.4.1)	繰上げしない場合の 支給開始年齢 61歳	6%	—	—	—	—
		30%	24%	18%	12%	6%
S30.4.2～S32.4.1 (S36.4.2～S38.4.1)	62歳	12%	6%	—	—	—
		30%	24%	18%	12%	6%
S32.4.2～S34.4.1 (S38.4.2～S40.4.1)	63歳	18%	12%	6%	—	—
		30%	24%	18%	12%	6%
S34.4.2～S36.4.1 (S40.4.2～S42.4.1)	64歳	24%	18%	12%	6%	—
		30%	24%	18%	12%	6%

※各欄上段が老齢厚生年金の減額率、下段が老齢基礎年金の減額率

しかし、繰上げ請求をしなかった方は、支給年金額が多いので、受給を続けるうちに、受給総額は、やがて繰上げ請求をした方に追いつきます。

▼ 繰上げ請求した場合と繰上げ請求しなかった場合の受給総額が同額となる年齢

繰上げ支給請求時年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
受給総額が同じになる年齢	76歳 8月	77歳 8月	78歳 8月	79歳 8月	80歳 8月

さらに、その後の繰上げ請求しなかった方の受給総額は、伸び続けることとなります。



長生きすることを考えれば、繰上げ請求しない方が得するな…うーんどちらがいいんだろう？



60～65歳の安心を考えるか、さらに老後の安心を考えるか…難しいところです。

**アドバイス**

繰上げ請求については、目先の損得勘定だけで判断するのではなく、請求者本人の事情（退職後の収入、資産、再就職の有無、健康状態、他の年金の受給状態等）や請求するときの注意点を考慮して判断することが大切です。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307